

新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本計画について

このことについて、別紙のとおり決定したい。

令和7年2月21日

岡山県教育委員会教育長

中 村 正 芳

# 新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本計画



令和7年2月

岡山県教育委員会

## 〈目次〉

1	これまでの経緯	1
2	基本方針	
(1)	総合的な観点での基本方針	1
(2)	教育内容の見直しに係る基本方針	2
(3)	校舎整備面の基本方針	2
(4)	整備手法及び管理運営面の基本方針	3
3	整備計画	
(1)	施設整備の必要性	3
(2)	施設整備の基本的な考え方	6
(3)	施設整備の概要	6
4	施設計画	
(1)	施設の基本的な考え方	8
(2)	敷地利用計画	8
(3)	動線計画	9
(4)	施設構成	9
(5)	施設に必要な機能	11
(6)	設備計画	12
(7)	ユニバーサルデザイン計画	14
(8)	省エネルギー対策の検討	15
(9)	防災計画	15
(10)	自然災害対策	16
(11)	構造計画	16
5	事業手法等	17
(1)	整備手法及び管理運営	
(2)	岡山盲学校及び岡山聾学校の既存施設の活用等	
6	事業計画	18
(1)	施設整備費用	
(2)	管理運営経費	
(3)	新設校の概要	
(4)	施設整備の概要	
(5)	整備スケジュール	
〈参考資料〉		
	・イメージ図	19
	・配置計画図	22
	・平面計画図	23

## 新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本計画

### 1 これまでの経緯

岡山盲学校及び岡山聾学校は、ともに県内唯一の視覚障害又は聴覚障害の教育部門を設置する特別支援学校として、一人一人の障害の状況に応じた専門性の高い教育を実践するとともに、全県下の視覚障害又は聴覚障害のある子どもや保護者、支援者等への支援を行っており、各障害に関する相談機関としてのセンター的機能を果たしている。

一方、両校とも既存施設整備時から約40年～50年が経過し、老朽化した施設・設備の下では安全な教育環境を維持できないこと、また、幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の在籍数が既存施設整備時の20～30%程度に減少する中、集団での学習活動の実現が難しくなるとともに、利用者数と比して施設規模が過大な状況となり、教育環境の再構築が必要となっている。

こうした状況や、「第4次岡山県特別支援教育推進プラン」（令和5（2023）年3月）において、特別支援学校の再編整備を検討するとしていることを踏まえ、令和5年10月に県教育委員会は、両校について、一部施設の共用による施設運営の効率化や、一定規模の集団による多様な学習活動の促進を図る観点から、岡山聾学校の現運動場に集約し、新たな校舎等の整備について検討することを公表した。

同年11月から翌年2月には、上記の検討の方向性を基に、学識経験者や関係団体等で構成する「岡山盲学校及び岡山聾学校の校舎等整備に係る基本構想検討委員会」を設置し幅広く意見を聴取しながら、同年2月に県教育委員会で「岡山盲学校及び岡山聾学校の校舎等整備に係る基本構想」を策定し、教育環境の再構築に向けた基本方針を示した。

そして、令和6年度には県の大規模施設建設事業評価制度に基づき、「新設岡山盲・聾学校新校舎等整備事業」として、学識経験者等による事業評価委員会での審議や県民意見の募集を経た後、知事等による大規模事業調整会議で検討を行い、事業の方針を決定したところである。

### 2 基本方針

#### （1）総合的な観点での基本方針

- 1）これまで、岡山盲学校及び岡山聾学校が行ってきた高い専門性に基づいた視覚障害教育、聴覚障害教育を継承する学校を整備する。
- 2）障害特性の異なる児童生徒等が同じ敷地内で学校生活を過ごす状況を踏まえ、基本的な生活空間の分離や動線の工夫などにより、児童生徒等が安心して教育を受けることができる環境を整備する。
- 3）視覚障害、聴覚障害のある児童生徒等や、保護者等に対する幅広い教育的支援の充実を図るため、特別支援教育のセンター的機能を発揮できる学校を整備する。

## (2) 教育内容の見直しに係る基本方針

岡山盲学校及び岡山聾学校において、これまで行ってきた高い専門性に基づいた教育を継承した上で、児童生徒等の実態や社会情勢の変化を踏まえ、次のとおり教育内容を見直す。

### 1) 視覚障害教育の充実

- ・視覚障害と知的障害を併せ有する多様な実態の重複障害の児童生徒等が増加していることから、知的障害特別支援学校の教育課程を参考とし、教育内容を充実する。
- ・中途障害を含む視覚障害者の自立と社会参加を踏まえた高等部本科保健医療科並びに専攻科理療科及び保健医療科（以下「高等部理療科等」という。）の教育内容を充実する。

### 2) 聴覚障害教育の充実

- ・現在の総合デザイン科の教育内容を充実する。
- ・平成30年度以降の在籍者がいない状況を踏まえ、専攻科理容科を廃止する。

### 3) 交流及び共同学習の推進

- ・視覚障害のある児童生徒と聴覚障害のある児童生徒等との交流及び共同学習については、障害特性の違いはもとより、指導に当たる教員の専門性や負担も考慮しながら、段階的、計画的に進める。
- ・これまでの経緯も踏まえて、近隣の幼稚園等、小中学校、高等学校及び特別支援学校との交流及び共同学習についても、段階的、計画的に進める。

## (3) 校舎整備面の基本方針

### 1) 視覚障害教育・聴覚障害教育の充実

- ・卒業後の自立と社会参加を目指して、一人一人の障害の状態に応じた教育を行うとともに、早期からの教育支援、地域や福祉、労働等と連携できる校舎整備を行う。

### 2) 交流及び共同学習の推進

- ・地域での学習活動・就業体験や、地域の特色や施設を生かした教育内容など、地域と密着した教育活動を行うとともに、地域への学校開放や地域貢献ができる施設を整備する。

### 3) ユニバーサルデザイン

- ・段差の解消など物理的なバリアフリーを移動空間や建築空間において配慮する。
- ・障害特性を踏まえ、教室表示のマークなどの「分かりやすさ」や、階段の段差の色による表示、階層や位置が分かりやすい表示などに配慮した設計とする。
- ・障害特性の異なる児童生徒等が同じ敷地内を移動することになるため、障害特性の違いを踏まえ、安全な移動ができる廊下とする。

### 4) 機能的な学校運営のできる施設

- ・使いやすさ(機能性)、美しさ、強さ(構造)など、あらゆる観点から施設の機能性に重点をおいた設計とする。

#### (4) 整備手法及び管理運営面の基本方針

##### 1) 整備手法の検討

- ・公共施設の整備手法については、地方債や国の補助金の活用を前提とした公設公営を基本として検討する。

##### 2) 費用対効果が期待できる業務の民間委託の検討

- ・サービス水準を維持しながらコスト縮減が期待できる業務については、民間委託の活用を検討する。

### 3 整備計画

#### (1) 施設整備の必要性

##### 1) 施設整備の検討

##### ① 教育内容等

##### 【岡山盲学校】

- ・県内唯一の視覚障害の教育部門を設置する特別支援学校として、一人一人の障害の状況に応じた専門性の高い教育を実践している。
- ・視覚障害児・者相談支援センターを設置し、視覚障害のある乳幼児から成人、保護者、支援者への支援を行っており、視覚障害に関する相談機関としてのセンター的機能を果たしている。
- ・全盲の児童生徒だけでなく、弱視の児童生徒も在籍している。
- ・高等部理療科等では、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の専門的な知識・技能の修得を目指す教育課程を設置している。

##### ◇設置課程

学部・学科			終業年限	学級	コース
小学部			6年		
中学部			3年		
高等部	本科	普通科	3年	単一障害	進学希望コース
					キャリア支援コース
		重複障害	-		
	専攻科	保健理療科	3年		
		理療科	3年		
保健理療科		3年			

##### ◆課題

- ・近年、視覚障害と知的障害を併せ有する在籍児童生徒数が増加しており、重複障害のある児童生徒に対して教育内容の見直しが必要である。
- ・中途視覚障害者に対応した教育課程の充実が必要である。

【岡山聾学校】

- ・ 県内唯一の聴覚障害の教育部門を設置する特別支援学校として、一人一人の障害の状況に応じた専門性の高い教育を実践している。
- ・ 全県にわたり聴覚障害や聞こえに困難さのある子どもへの早期からの指導・支援を実施し、センター的機能を果たしている。
- ・ 人工内耳の普及により、地元の小中学校に就学する児童生徒が増えていることから、聴覚支援センターとしての機能の充実を図っている。
- ・ 高等部では、平成28年度に社会情勢の変化を踏まえて、普通科（職業コース、基礎生活コース）及び総合デザイン科（産業デザインコース、ファッション・ヘアデザインコース）に改編している。

◇設置課程

学部・学科		終業年限	学級	コース	系
幼稚部		3年以内			
小学部		6年			
中学部		3年			
高等部	本科	普通科	3年	重複障害	職業コース 基礎生活コース
		総合デザイン科	3年	単一障害	産業デザインコース
	ファッション・ヘアデザインコース				ファッション系 進学系
					ヘア系
	専攻科	理容科	1年		

◆課題

- ・ 総合デザイン科ファッション・ヘアデザインコース（ヘア系）においては、平成28年度の学科改編後から在籍者がほとんどいない状況が続き、理容科を設置する専攻科についても、平成30年度以降、在籍者がいない状況であることから、教育内容の見直しが必要である。

② 児童生徒等数の推計

【岡山盲学校】

年度	S58	→	H5	→	R5	→	R6	→	R12
	(1983)		(1993)		(2023)		(2024)		(2030)
児童生徒数（人）	112		82		29		33		35

- ・ 校舎建築時（昭和58年度）は、112人の児童生徒が在籍していたが、令和6年度は、33人の在籍となっている。（30%程度に減少）
- ・ 今後の推測においても、同程度の児童生徒数で推移すると見込まれる。

◆課題

- ・一定規模の集団による多様な学習活動が困難になっている。

【岡山聾学校】

年度	S46		H5		R5		R6		R12
	(1971)	→	(1993)	→	(2023)	→	(2024)	→	(2030)
児童生徒等数 (人)	219		81		51		43		52

- ・校舎建築時(昭和46年度)は、219人の児童生徒等が在籍していたが、令和6年度は、43人の在籍となっている。(20%程度に減少)
- ・今後の推測においても、同程度の児童生徒等数で推移すると見込まれる。

◆課題

- ・一定規模の集団による多様な学習活動が困難になっている。

③ 施設の状況等

【岡山盲学校】

- ・主な施設(普通教室棟、特別教室棟など)は、築40年程度のものが多い。
- ・立地場所は、土砂災害の危険性がある。
- ・最寄りのバス停から学校までの道路(約800m)が狭い状況である。

◆課題

- ・主な施設(普通教室棟、特別教室棟など)の老朽化が進行しており、長寿命化改修の時期を迎えている。
- ・土砂災害の危険性があり、不安がある。
- ・JRの駅(岡山駅:約3.6km(直線距離、以下同様)、西川原駅:約2.3km、高島駅:1.9km)から距離のある立地場所であり、最寄りのバス停(原尾島住宅前:約600m)からの通学路も住宅街の生活道路で狭く、安全面で不安がある。

【岡山聾学校】

- ・主な施設(普通教室棟、特別教室棟など)は、築50年程度のものが多い。
- ・最寄りのJRの駅(東岡山駅:約700m)から歩道のある直線的な幹線道路沿いで徒歩でも通学できる距離に立地している。

◆課題

- ・主な施設(普通教室棟、特別教室棟など)の老朽化が進行し、約半分の建物がコンクリート圧縮強度不足のため改築が必要である。
- ・校舎の外壁の剥離など、老朽化が進行している。
- ・2棟の建物はアスベスト(石綿)の使用が確認されており、囲い込みの措置を行っている。



以上の課題について、両部門を併設した新しい一体型の学校を設置することで教育環境の整備を行い、施設・設備の老朽化と児童生徒等数の減少に対応する必要がある。

## 2) 施設整備の効果

- ・新たな校舎の整備とそれに伴う教育内容の見直しにより、視覚障害や聴覚障害を有する児童生徒等の卒業後の自立と社会参加を目指して、一人一人の状態に応じた教育の充実を図ることができる。
- ・障害特性の異なる、児童生徒等同士の交流の機会が増え、教育的効果が期待できる。
- ・一体型の施設とすることで、一定規模の集団による多様な学習活動が実現する。
- ・視覚障害、聴覚障害のある児童生徒等や、保護者等に対する幅広い教育的支援として、視覚障害、聴覚障害等に関する相談を受け、適切な支援情報の提供等を行うことができる。
- ・地域での学習活動・就業体験や、地域の特色を生かした教育内容など、地域と密着した教育活動を行うとともに、地域への学校開放等を行うことができる。

## (2) 施設整備の基本的な考え方

- ・岡山聾学校の現運動場（岡山市中区土田5-1）に整備する。

<理由>

- ◇JRの駅（東岡山）からも近く、通学手段の選択肢が広がることや、近隣の学校（岡山東支援学校など）と連携しやすい環境にある。
- ◇新たな用地取得や工事期間中の両校の移転が不要となり、工事期間中の教育環境面や、経費面でメリットがある。
- ◇土砂災害等の危険性の少ない立地である。

- ・視覚障害教育部門と聴覚障害教育部門を併設した新しい一体型の学校を設置する。
- ・施設の形態については、共用部を除き、視覚障害教育部門の建物と聴覚障害教育部門の建物を別棟にするなど、基本的な生活空間を分離した併置タイプとする。
- ・両教育部門共用の食堂及び寄宿舎を整備する。
- ・体育館は岡山聾学校の既存施設を改修し利用する。

## (3) 施設整備の概要

### 1) 施設規模

- ・所要室や共用部の床面積を検討し、施設全体の延べ床面積は約11,500㎡とする。

### 2) 機能別の施設内容

#### 【校舎】

- ・視覚障害教育部門と聴覚障害教育部門、各種実習室、管理諸室からなる施設。

### 【食堂】

- ・給食の準備・配膳、また、寄宿舎利用者の食事の提供を目的とした施設。

### 【寄宿舎】

- ・通学が困難な児童生徒へ宿舎を提供し、就学を保障する施設。

## 3) 敷地周辺の状況

### ①計画地の位置、規模

- ・敷地面積（現岡山聾学校）約 26,800 m<sup>2</sup>の内、運動場部分に校舎等を整備する。

### ②周辺情報

#### ◇土地利用状況

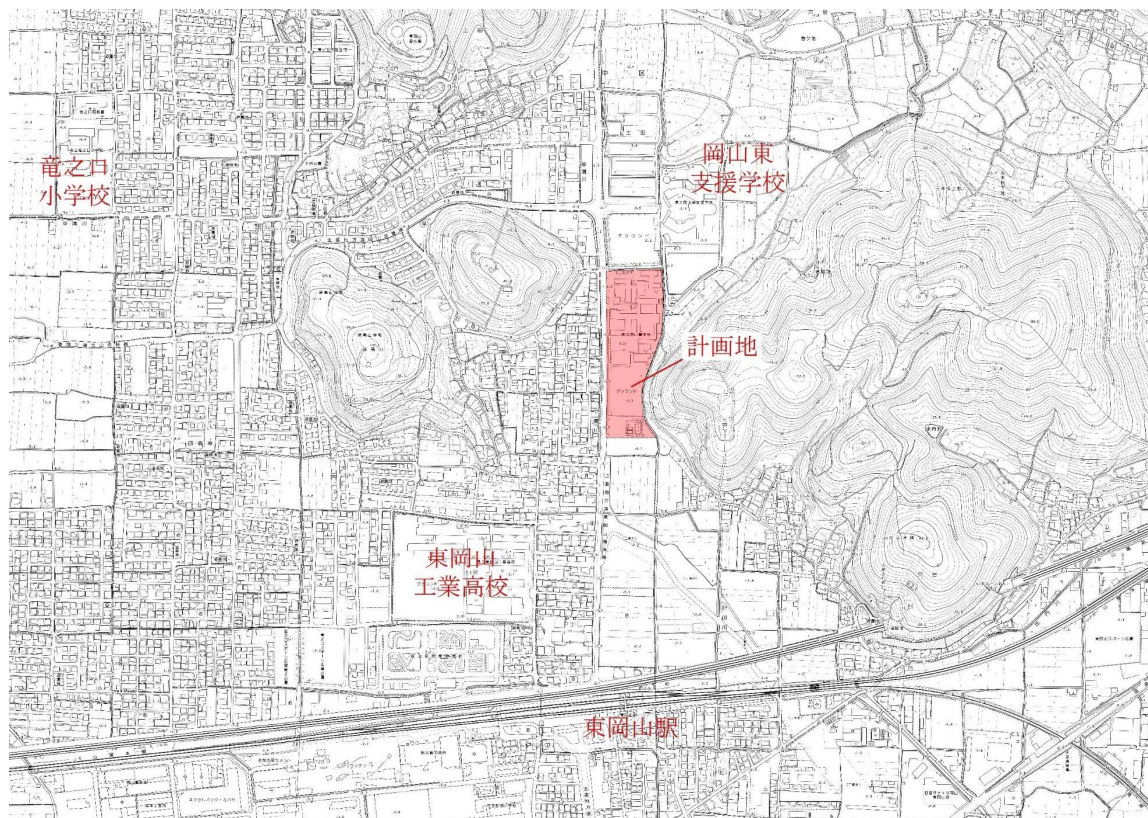
- ・計画地の周辺は、水田と住居が点在している。

#### ◇近接する公共施設

- ・県立東岡山工業高等学校                      . . .    南西    約 400m
- ・岡山市立竜之口小学校・幼稚園            . . .    西      約 1,200m
- ・岡山市立竜操中学校                        . . .    南西    約 2,800m
- ・岡山県立岡山東支援学校                  . . .    北東    約 300m

#### ◇交通

- ・鉄道    . . .    山陽本線東岡山駅から徒歩 10 分
- ・バス    . . .    宇野バス東岡山線    ろう学校前停留所から徒歩 1 分



## 4 施設計画

### (1) 施設の基本的な考え方

#### 1) 基本方針（コンセプト）

- ・ 本県学校施設の目指すべき姿である、  
「安全・安心に配慮した施設」  
「多様な学習内容・学習形態による活動が可能となる施設」  
「特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した施設」  
「自然環境を考慮した施設」  
を踏まえ整備する。
- ・ 視覚障害教育、聴覚障害教育の高い専門性を担保するため、共用部分を除き、それぞれの障害教育部門の建物を別棟とし、基本的な学習空間を分離した施設を整備する。
- ・ 障害特性の異なる児童生徒等が、同じ敷地内で学校生活を過ごす状況を踏まえ、共用施設だけでなく、校内全体の施設において、動線の工夫や、空間認知しやすい施設整備の工夫などにより、安心して教育を受けることができる環境を整備する。
- ・ 温かみと潤いのある快適な環境で学習することができるよう、防災対策やコスト面も配慮した上で、可能な範囲で木材を使用した施設環境を整備する。
- ・ 障害による学習上、生活上の困難さを改善するためのタブレット端末や集団補聴システムなどのICT機器の活用を推進できるよう、情報通信環境を整備する。
- ・ 災害時の安全対策については、避難経路の工夫や、障害特性に応じた火災警報装置等の設置など、万全な対策を施した環境を整備する。

#### 2) 施設の配置

- ・ 各部門（視覚障害教育部門、聴覚障害教育部門）の独自性を確保するとともに、全体のまとまりがある施設配置とする。
- ・ 児童生徒等の障害特性を踏まえ、施設は高層を避けるとともに、エレベーターを設置する。
- ・ 建物相互間において日照、通風を妨げない必要な隣棟間隔を確保する。

#### 3) 児童生徒の安全な動線

- ・ 廊下の通路部分は、視覚障害と聴覚障害の児童生徒等や車椅子が安全にすれ違うことができるよう、十分な幅を確保する。
- ・ 管理部門に沿って各部門棟を配置し、分かりやすい内部動線とする。
- ・ 階段、エレベーターを適切な位置に配慮し、上下移動が容易な計画とする。
- ・ 災害時において、スムーズな避難・誘導ができる動線計画とする。

### (2) 敷地利用計画

#### 1) 基本的方針

- ・ 敷地内を安全に移動や学習ができるよう、人や車の動線を踏まえた駐車場を整備するとともに

に、歩行訓練を想定した歩車分離、横断歩道等の整備を行う。

- ・児童生徒等の通学時及び校外学習時の安全を確保するため、学校周辺交通事情も考慮した上で、段差のない十分な広さの歩道や、認識しやすい歩車道の整備、ガードレール、点字ブロック、音響式信号機などの設置について、関係機関との協議を進める。

### (3) 動線計画

#### 1) 基本的な考え方

- ・視覚障害と聴覚障害という障害特性の異なる児童生徒等が、同じ敷地内で学校生活を過ごす状況を踏まえ、施設全体において、すれ違いに十分な通路の幅を確保したり、廊下に一方通行表示を行ったりするなどの工夫を行う。
- ・救急車等の緊急車両が1階保健室に直接アクセス可能にするなど、災害時に備える。

#### 2) スクールバス停留場所

- ・ロータリーに送迎バス用の乗降スペースを設け、玄関までスムーズに移動できるように計画する。

### (4) 施設構成

#### 1) 平面計画

##### ① 普通教室

- ・部門別に設置し、児童生徒等の発達段階や障害の状況に応じて柔軟に対応できる計画とする。
- ・低層階から順に幼稚部、小学部、中学部、高等部を設置する。
- ・採光を考慮し、南に面して計画する。

##### ② 自立活動室

- ・重複障害のある児童生徒等が利用する教室に近接して設置する。
- ・障害による学習上、生活上の困難さを改善するための指導ができるものとする。

##### ③ 特別教室

- ・全体的に校舎の中央に計画し、各部門からアクセスしやすいように設置する。
- ・聴覚が鋭い視覚障害のある児童生徒や雑音が苦手な聴覚障害のある児童生徒等が学習しやすいよう、音の反射吸音特性を考慮した計画とする。

##### ④ 多目的室（プレイルーム等）

- ・交流及び共同学習や、学校行事等に活用できる広さを確保する。

##### ⑤ 実習室

(視覚障害教育部門)

- ・あん摩指圧室等は、高等部理療科等の普通教室付近に計画する。
- ・臨床実習室は、患者用入り口、待合室、トイレ、受付等、施術室とその他のスペースを区

分して設置する。

(聴覚障害教育部門)

- ・木工実習室は、学習空間を広めに確保し、天井の高い計画とする。
- ・被服、福祉等の実習室は、聴覚障害教育部門に適切に計画する。

⑥ センターの機能に係る教室

- ・視覚障害、聴覚障害等に関する相談を受け、就学前の幼児及び保護者等に対して適切な支援を提供することができるよう設置する。

⑦ 図書室

- ・ICT機器の活用などにより、障害の状況に応じた対応ができる仕様とする。
- ・両教育部門の中間の位置に設置する。

⑧ 体育館

- ・岡山豊学校の現体育館を改修し、継続して使用する。
- ・体育館に近接して視覚障害教育部門を設置する。

⑨ 保健室

- ・緊急車両がアクセスしやすい1階で、両教育部門の中間の位置に設置する。

⑩ 寄宿舍

- ・男女舎生の住み分けを2階男子、3階女子と想定する。
- ・指導員が寄宿舍を管理しやすいよう職員室は1階に、宿直室は2・3階に計画する。
- ・障害種別に応じて舎室などの生活空間を可能な限り分離しつつ、食堂や浴室などは障害特性に配慮しながら共用とするなど、柔軟に対応できるものとする。
- ・障害特性に応じた火災警報装置等の設置や避難経路の確保等、徹底した安全対策を施した施設を整備する。

⑪ 食堂、厨房

- ・校舎と寄宿舍からアクセスしやすい位置に計画する。
- ・下処理室と調理室はパススルー冷蔵庫や間仕切り壁で仕切るなど、相互の状況を確認しやすくする。
- ・事務室の隣を調理室にし、調理状況が見えるようにする。
- ・検収室入口等に屋根付きの荷捌き場を設ける。

⑫ ボランティア室、保護者室

- ・地域、保護者との連携を考慮して設置する。

2) 立面計画

- ・外見は一部勾配屋根とし、親しみやすい校舎とする。
- ・背景の山と調和するように屋根及び外壁は落ち着いた色彩とする。

3) 機能的な断面構成

- ・洪水等を考慮し、1階レベルをGL+50cmとする。

- ・校舎は設備ダクト、配管等が通るよう階高4m、天井高さ2.7mを基本とする。

#### 4) 外部空間計画

- ・幼稚部の園庭やグラウンドに、安全に利用できる遊具を設置する。
- ・植栽は防虫や剪定、落葉掃除等の管理が煩雑でない種類について適宜計画する。

### (5) 施設に必要な機能

#### 1) 非常時に対応するための機能

- ・視覚的及び聴覚的に非常事態であることを伝達できる機器を導入する。
- ・寄宿舎を利用する児童生徒等に就寝時に非常事態であることを伝達できる工夫をする。

#### 2) 視覚障害に対応するための機能

- ・音による情報伝達や誘導等を効果的に行うことができるよう音声系設備のシステム等を計画する。
- ・弱視児にとって適切な照度を考慮するとともに、明るさを調整し柔らかな光が得られるよう照明の方式や遮光等を工夫して計画する。
- ・視覚障害のある児童生徒への対応として、階段の段鼻、床の配色などに配慮する。
- ・触覚を利用して操作装置の位置や種類を識別し、安全に操作できる仕様とする。また、各種設備の運転、停止等の状況を聴覚や触覚で確認できるように計画し、設計することも有効である。
- ・小便器等の設置においては、児童生徒等がその位置を容易に認識でき、安定した姿勢で使用できるような仕様とすることが有効であり、特に、視覚障害のある児童生徒への対応として重要である。

#### 3) 聴覚障害に対応するための機能

- ・各種設備の運転、停止等の状況を視覚で確認できるように計画し、設計することも有効である。
- ・映像系設備を積極的かつ効果的に導入することが望ましい。
- ・集団補聴器は、利用人数や使用する室・空間の規模等に応じ、適切な方式を選定し、必要なチャンネル数を確保できるようなシステムを導入することが重要である。

#### 4) 特別支援学校のセンター的役割に対応するための機能

- ・小・中学校等の教員への支援機能
- ・特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ・障害のある児童生徒等への指導・支援機能
- ・福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ・障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能

#### 5) 駐車場

- ・ロータリー付近に保護者や来校者が駐車できるスペースを確保する。

- ・体育館や新施設群の北側等に職員駐車場を確保する。

## 6) グラウンド

- ・現校舎解体後に同敷地をグラウンドとして整備する。
- ・グラウンドに、体育器具の保管用倉庫や便所、安全に利用できる遊具等を設置する。

## (6) 設備計画

### 1) 電気設備

#### ① 受変電設備

- ・屋外キュービクル方式とし、別棟で設備等を計画し、洪水に配慮した2階レベルに設置し、次の変圧器容量を想定する。

電灯変圧器 (1φ 3W 210/105V)

$11,500 \text{ m}^2 \times 20\text{VA} = 230\text{KVA}$  よって **300KVA** を想定する。

動力変圧器 (3φ 3W 210V)

$11,500 \text{ m}^2 \times 50\text{VA} = 575\text{KVA}$  よって **600KVA** を想定する。

受電容量の想定

上記変圧器の想定から、受電容量を **900KVA** を想定する。

#### ② 電灯設備

- ・照明器具は、建築意匠と調和のとれた器具を選定するとともに、光源は、省エネルギーを考慮して、LED照明を採用する。
- ・一般教室の照明はタンブラスイッチとし、生徒の誤作動を考慮した高さに設置する。
- ・廊下、共用部の照明はフル2線式スイッチとし、職員による遠隔操作、管理が可能な方式とする。
- ・廊下、便所等は、省エネルギーに配慮した人感センサーによる方式とする。

#### ③ 動力設備

- ・空調、換気設備及び動力機器へ電力提供を行う。

#### ④ 電力幹線設備

- ・電力幹線は将来の改修に配慮し、保守点検が容易な経路にケーブルラック敷設とする。
- ・分電盤は保守管理及び利用目的に配慮し、ゾーニングを行い配置する。

#### ⑤ 太陽光発電設備

- ・電気の使用量を削減し、省資源、ランニングコストの削減を図るため、屋上に太陽光発電パネルの設置を検討する。
- ・太陽光発電パネルは、1枚 280w を 280 枚とし、発電量は、約 80Kw を想定する。

### 2) 通信・情報設備

#### ① 構内交換設備

- ・教職員及び児童生徒等の情報伝達の手段の一つとして電話設備を設置する。

- ・電話交換機は、1階事務室に設置する。
- ・校内内線電話を設置する。

## ② 拡声設備

- ・校内放送用（チャイム、呼出等）の放送設備を設置する。
- ・増幅器及び関連周辺機器は、ラック組込み型とし職員室のアンプラック内に設置する。
- ・放送設備は職員室の電話機からページングが可能なシステムとする。
- ・スピーカーは天井埋込形とし、音量調整器と併せて各室に設置する。

## ③ インターホン・呼出表示設備

- ・エレベーター用インターホンからの緊急呼出表示ができる設備を設ける。
- ・玄関にカラーカメラ付ドアホンを設置し、親機等を事務室及び職員室に設置する。
- ・多目的便所及び一般便所から緊急時に呼出表示ができる設備を設ける。

## ④ テレビ共同受信設備

- ・校内の必要な部位に情報収集を目的として、テレビ共同受信設備を設ける。
- ・テレビアンテナは屋上に設置し、耐食性を考慮し、アルミニウム製とする。

## ⑤ 監視カメラ設備

- ・防犯、来校者の確認など校内の状況把握を目的に、監視カメラ設備を主要な出入口に設置する。
- ・管理場所は事務室とし、モニターテレビ及び管理機器は、複合防災盤内に設置する。

## ⑥ 校内情報通信網設備

- ・G I G Aスクール構想等に対応した有線・無線LAN設備を設置する。

## 3) 空気調和・換気設備

### ① 空調設備

- ・普通教室、特別教室、管理棟、食堂、寄宿舎等については、児童生徒等の体調に応じたこまめな温度調整が必要なことから、空気熱源ヒートポンプパッケージ形エアコン（電気）による個別空調を行う。（湿度調整は、コスト、メンテナンス、設置スペースを勘案し、備品設置とする。）
- ・消し忘れ等の対策として職員室等に集中リモコンを設置する。

### ② 換気設備

- ・CO<sub>2</sub>濃度を基準とした必要換気量、建築基準法（施行令第20条の2）による換気量を確保する。
- ・空調室においては、省エネルギーに配慮し、全熱交換器による第1種換気を行う。
- ・その他の室においては、天井換気扇による第3種換気（外気導入必要）を行う。

## 4) 給排水衛生設備

### ① 給水設備

- ・受水槽方式（加圧給水方式）とする。



受水槽容量 約 40 m<sup>3</sup>、引き込み管径 75mm

・散水については適切に計画する。

② 排水設備

・汚水、雑排水は岡山聾学校敷地の西側道路の公共下水道に接続し、放流する。

放流管径 150mm (3～4ヶ所程度)

・雨水貯水槽を整備し、雨水は雨水貯水槽を経て流量調整を行い、用水へ放流する。

・バスケットを備えたグリーストラップを設置し、厨房、実習場の排水は油脂を分離して排水する。

③ 衛生器具設備

・児童生徒等、教職員が利用しやすく、節水に配慮した器具を設置する。

・多目的便所を適宜設置する。

④ 給湯設備

・特別教室、厨房及び食堂等はガス給湯器（都市ガス）により給湯を行う。

・寄宿舎浴室は業務用ガス給湯器（都市ガス）による給湯を行う。

・諸室は電気式局所給湯による給湯を行う。

⑤ ガス設備

・都市ガスを基本とし、必要各所に供給する。

5) 消防設備

・火災の早期発見、煙による二次災害の防止及び避難誘導等を迅速かつ確実にできるよう法令に準拠し、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、屋内消火栓、スプリンクラー設備を設置する。

・誘導標識、消火器、避難器具等についても適切に計画する。

6) 防犯設備

・夜間の防犯対策と防災監視を目的とした機械警備用配管設備を設ける。

・機械警備は信頼性、将来性を考慮して、専門業者（警備会社）への委託警備とする。

7) 電気機械設備諸室

・校舎の構造負荷に配慮して別棟で計画する。

・機械設備（消火ポンプ等）が収まる規模で、2階レベルで検討する。

**(7) ユニバーサルデザイン計画**

児童生徒等の障害特性に配慮した安全で便利な環境の施設を整備する。

1) 到達性への配慮

・スロープの設置などにより段差を解消する。

・廊下、階段に手すりを設置する。

・車椅子対応のエレベーターを設置する。

## 2) 分かりやすさへの配慮

- ・現在地や目的地を認識しやすいように、点字及びゾーン毎に色分けした視認性の高い案内板等を設置する。
- ・段差のある箇所や備品と床等を色分けするなど、視認性を高める配慮を行う。
- ・情報は、放送による音声情報と、電光掲示板等による文字情報の両方で伝達する。

## 3) 使用性、操作への配慮

- ・操作しやすい器具の選定を行い、誰もが支障なく利用できる施設とする。

## 4) 安全性への配慮

- ・建具の指詰防止、壁に突起物は設けないこと等の事故防止対策や、建具の開閉制御による落下防止対策を施す。
- ・床に滑りにくい材料を、壁にシックレス材料を選定する。
- ・非常時の情報は、ランプやストロボ等の警報装置で伝達する。

## (8) 省エネルギー対策の検討

ZEB Oriented 相当を目指すのが、延べ面積が10,000㎡未満となる場合、今回計画の校舎棟を含めた同一敷地内の建物は、評価対象外となる可能性がある。また、コスト増大等の要因にもなることから、実施設計において慎重に検討する必要がある。

## (9) 防災計画

地震等の災害の発生に際し、児童生徒等及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施等を図るため、児童生徒等の発達段階、地域の実情、過去の災害発生事例等を踏まえながら学校防災を計画する。

また、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を整える。

さらに、法令で求められる防災設備を設けることはもとより、使用者の特性にあった設備を充実させる。

### 1) 防火区画計画

- ・教育部門ごとに適切に面積区画を行う。
- ・階段、エレベーター等は堅穴区画とする。
- ・安全向上のため、できる限り内装の不燃化を行い、火災の発生、延焼を起こさない計画とする。

### 2) 防煙区画計画

- ・建築基準法に則り教室間は防火上主要な間仕切りで区画する。

### 3) 避難計画

- ・学校の特殊性に配慮し、災害時にスムーズな避難、誘導が行える計画とする。

- ・廊下部分は2方向避難経路を確保する。
- ・各居室からも2方向避難を確保することを原則とし、1階居室は、直接外部に出られる避難経路を確保する。
- ・避難器具等の設置については、実施設計段階で検討する。

## (10) 自然災害対策

### 1) 地震対策

- ・「耐震」構造により、建物自体の強度を上げて揺れに耐え抜き倒壊を防ぐ。
- ・現在の耐震基準は、建築基準法によって、震度6以上の地震でも建物の倒壊・崩壊が起きないことを目的に厳しく定められており、適切な構造計算によって部材の選定を行い、建物自体の強度を上げる。

### 2) 浸水対策

- ・計画地は洪水ハザードマップで、100年～150年に1回の規模でグラウンド南側が0.5m未満浸水する想定であるため、グラウンドから1階レベルを50cmとし床を上げる計画とする。

### 3) 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域情報によると本計画地は土砂による影響はないとされている。

## (11) 構造計画

学校としての耐震安全性を確保し、地震等の災害時において避難所としても機能するように、耐震安全性を確保した構造計画とする。

### 1) 耐震安全性

- ・建物の用途及び規模により、許容応力度計算及び保有耐力計算等を行うものとする。
- ・「市有建築物の耐震設計基本方針」に基づく（市有）建築物の「区分」設定より、救援救助の拠点施設「学校に対する『Ⅱ類』」と評価して、重要度係数は、1.1として建築基準法施行令の地震力の割増を行う。

### 2) 耐震構造

- ・想定地質により柱状改良杭工法が適しているが、実施設計において詳細検討を行う。
- ・耐火被覆を施すことで耐火性能を向上させるとともに、防音性、遮音性及び断熱性を向上させる仕様とした、鉄骨造を基本とする。

### 3) 木造化の検討

- ・校舎や寄宿舎は規模的に耐火建築物として計画する。
- ・食堂は規模的に耐火建築物、準耐火建築物以外の構造が可能だが火気の使用、水の使用（湿気等）を考慮すると木造化は適していない。

- ・木工棟は大空間を必要とするが、適切にトラスを組むことで木造化が可能であり、規模的にも耐火建築物、準耐火建築物以外の構造が可能である。

よって、校舎・寄宿舎・食堂は鉄骨造、木工棟は木造を基本としつつ、設計段階で法規制の緩和の動き等に応じて再検討を行うこととする。

## 5 事業手法等

### (1) 整備手法及び管理運営

#### 1) 事業主体

- ・学校教育法第80条により、県は政令で定める程度の障害のある県内の児童生徒等を就学させるために必要な特別支援学校を設置しなければならないとされており、全国的にも民間が事業主体となっている例は非常に少ない。
- ・既存校2校とも県内全域を通学区域としており、新設校でも同様とするため、県が事業主体となる。
- ・整備手法については、地方債や国の補助金の活用を前提とする。

#### 2) 費用対効果が期待できる業務の民間委託の検討

- ・県が管理運営する既存校の一体化を行うものであり、引き続き県が管理運営する。
- ・サービス水準を維持しながらコスト縮減が期待できる業務、具体的にはスクールバスの運行、給食・舎食の提供、施設・設備の保守管理等については、民間委託の活用を検討する。
- ・なお、給食・舎食の提供については、給食調理場を自校の敷地内に整備し、調理業務を民間委託する方式とし、児童生徒等の障害の状況・疾患の状況に配慮しながら適切に運営することとする。

### (2) 岡山盲学校及び岡山聾学校の既存施設の活用等

- ・岡山盲学校の既存施設及び敷地の活用については、別途検討する。
- ・岡山聾学校の既存施設は基本的に撤去するが、体育館は必要な改修を行い継続して使用する。

## 6 事業計画

(1) 施設整備費用 約63億円

(2) 管理運営経費 約1億円/年

### (3) 新設校の概要

- 1) 設置部門 視覚障害教育部門、聴覚障害教育部門
- 2) 設置学部 幼稚部（聴覚障害教育部門のみ）、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科（視覚障害教育部門のみ）
- 3) 通学区域 全県
- 4) 学校規模 児童生徒等約100人
- 5) その他 寄宿舎整備（定員約30人）、スクールバス運行

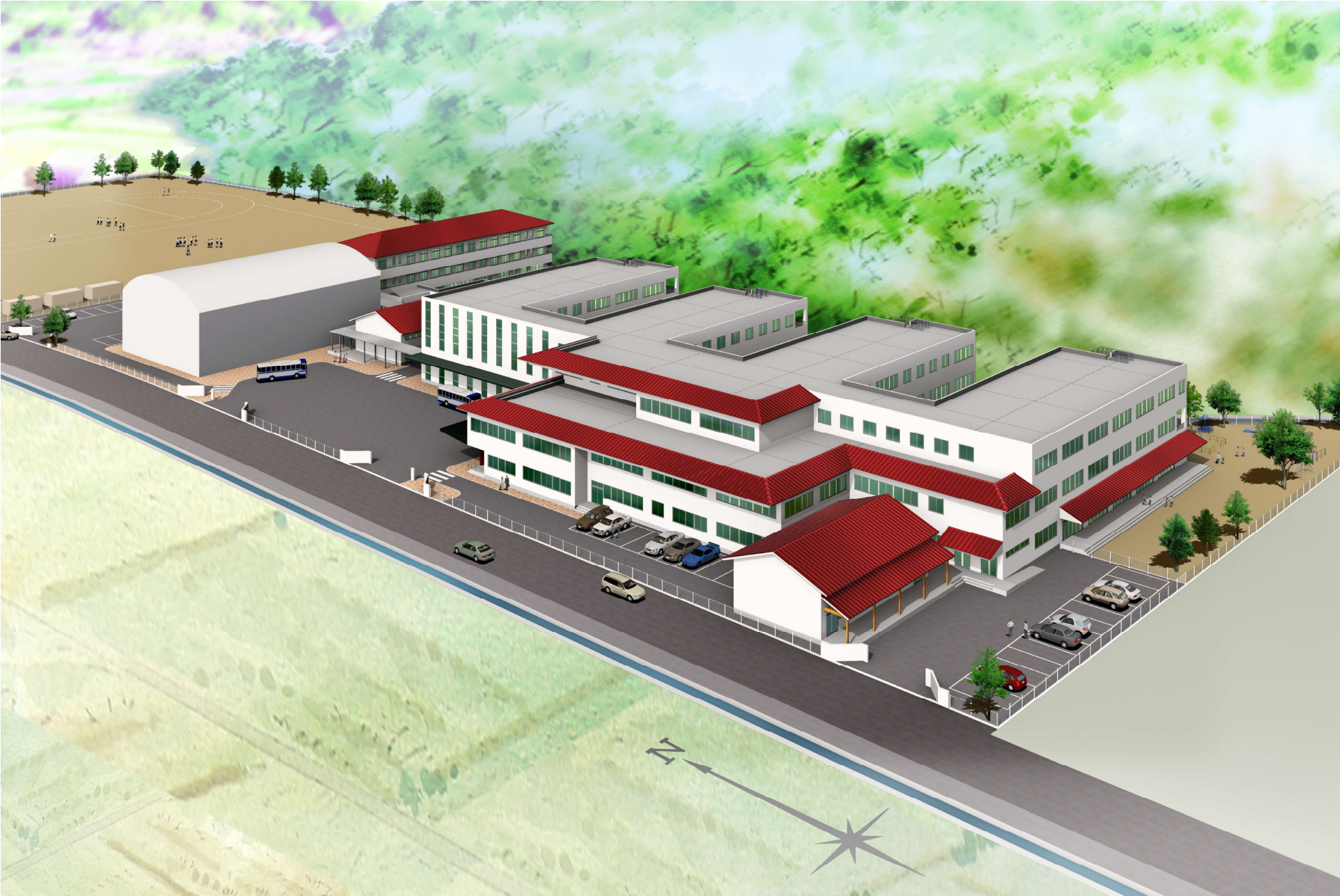
### (4) 施設整備の概要

- 1) 場所 岡山市中区土田5-1 岡山聾学校の運動場
- 2) 建物 鉄骨造等 3階建て 約11,500㎡  
(構成) 視覚障害教育部門棟：普通教室（小中高専）、特別教室 等  
聴覚障害教育部門棟：普通教室（幼小中高）、特別教室 等  
管理棟：職員室、保健室、事務室、会議室 等  
木工棟：木工実習室  
食堂棟：食堂、給食調理場  
寄宿舎棟：舎室、寄宿舎職員室 等  
(体育館は岡山聾学校の現体育館を改修：別途742㎡)
- 3) 付帯施設 グラウンド、駐車場 等

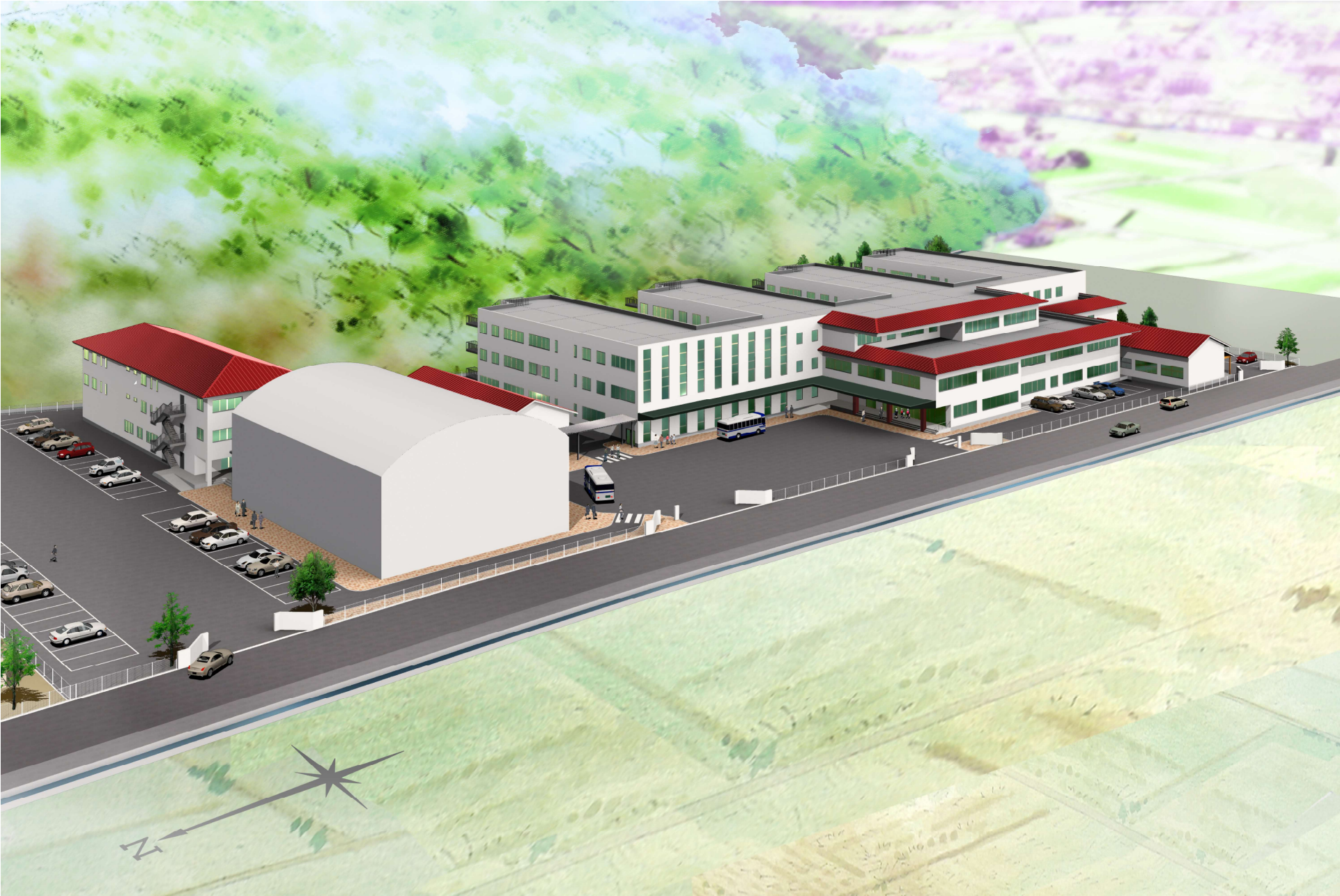
### (5) 整備スケジュール

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 令和7年度（2025年度）  | 基本設計・実施設計、測量・地質調査 |
| ↓              |                   |
| 令和9年度（2027年度）  | 工事着工              |
| ↓              |                   |
| 令和11年度（2029年度） | 工事竣工、移転、校名・校歌等決定  |
| ↓              |                   |
| 令和12年度（2030年度） | 開校                |

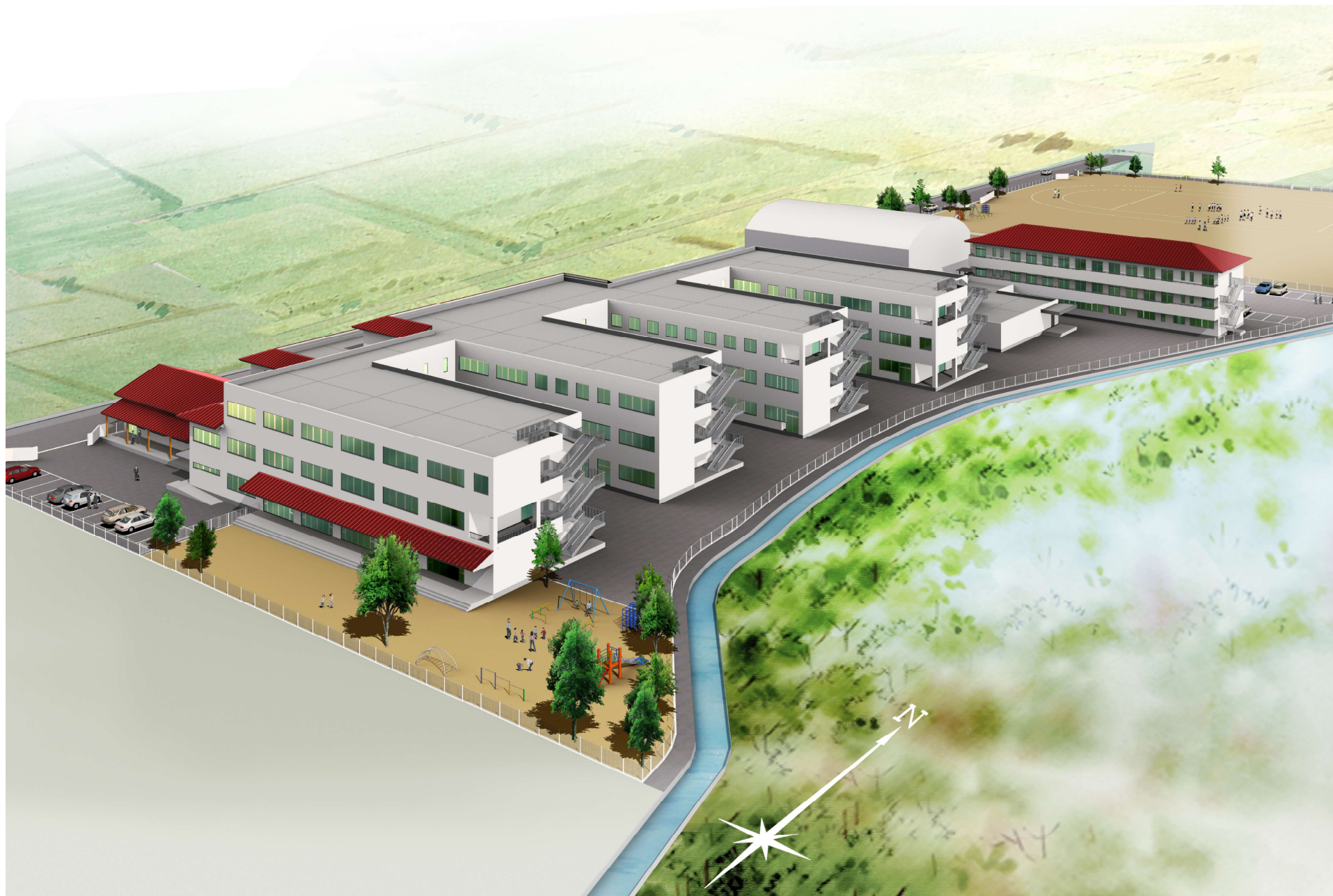
イメージ図（南西方向より）



イメージ図（北西方向より）



イメージ図（東南方向より）





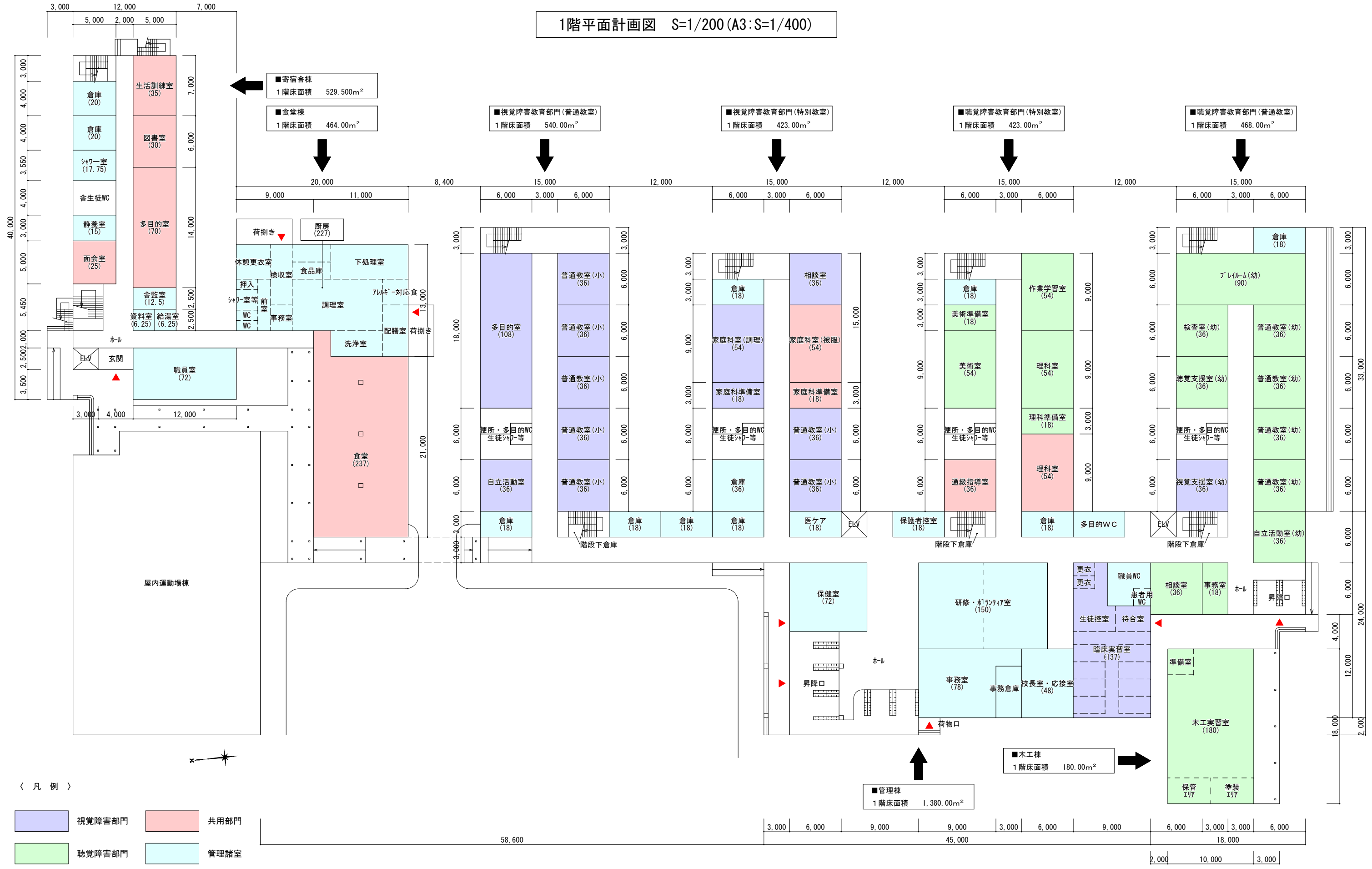
配置計画図 S=1/450 (A4:S=1/900)

	①視覚障害教育部門(普)	②視覚障害教育部門(特)	③聴覚障害教育部門(特)	④聴覚障害教育部門(普)	⑤管理棟
1階	540.00m <sup>2</sup>	423.00m <sup>2</sup>	423.00m <sup>2</sup>	468.00m <sup>2</sup>	1,380.00m <sup>2</sup>
2階	558.00m <sup>2</sup>	423.00m <sup>2</sup>	423.00m <sup>2</sup>	450.00m <sup>2</sup>	1,440.00m <sup>2</sup>
3階	540.00m <sup>2</sup>	405.00m <sup>2</sup>	423.00m <sup>2</sup>	468.00m <sup>2</sup>	774.00m <sup>2</sup>
小計	1,638.00m <sup>2</sup>	1,251.00m <sup>2</sup>	1,269.00m <sup>2</sup>	1,386.00m <sup>2</sup>	3,594.00m <sup>2</sup>

	⑥木工棟	⑦寄宿舎棟	⑧食堂棟	⑨渡り廊下棟	⑩外構
1階	180.00m <sup>2</sup>	529.50m <sup>2</sup>	464.00m <sup>2</sup>	(209.29m <sup>2</sup> )	62.10m <sup>2</sup>
2階		480.00m <sup>2</sup>			
3階		480.00m <sup>2</sup>			
小計	180.00m <sup>2</sup>	1,489.50m <sup>2</sup>	464.00m <sup>2</sup>	(209.29m <sup>2</sup> )	62.10m <sup>2</sup>
合計					11,333.60m <sup>2</sup>

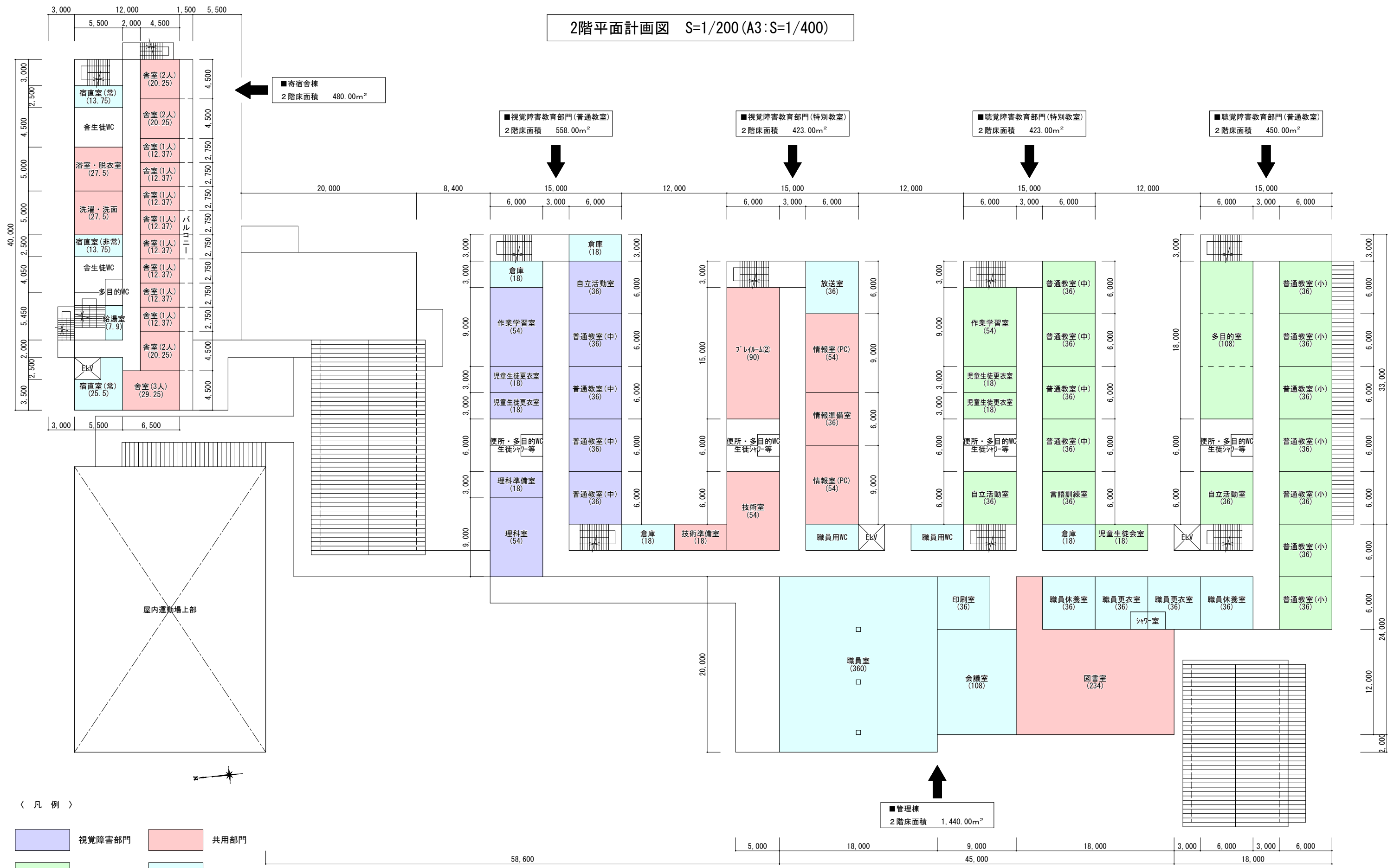


1階平面計画図 S=1/200 (A3:S=1/400)

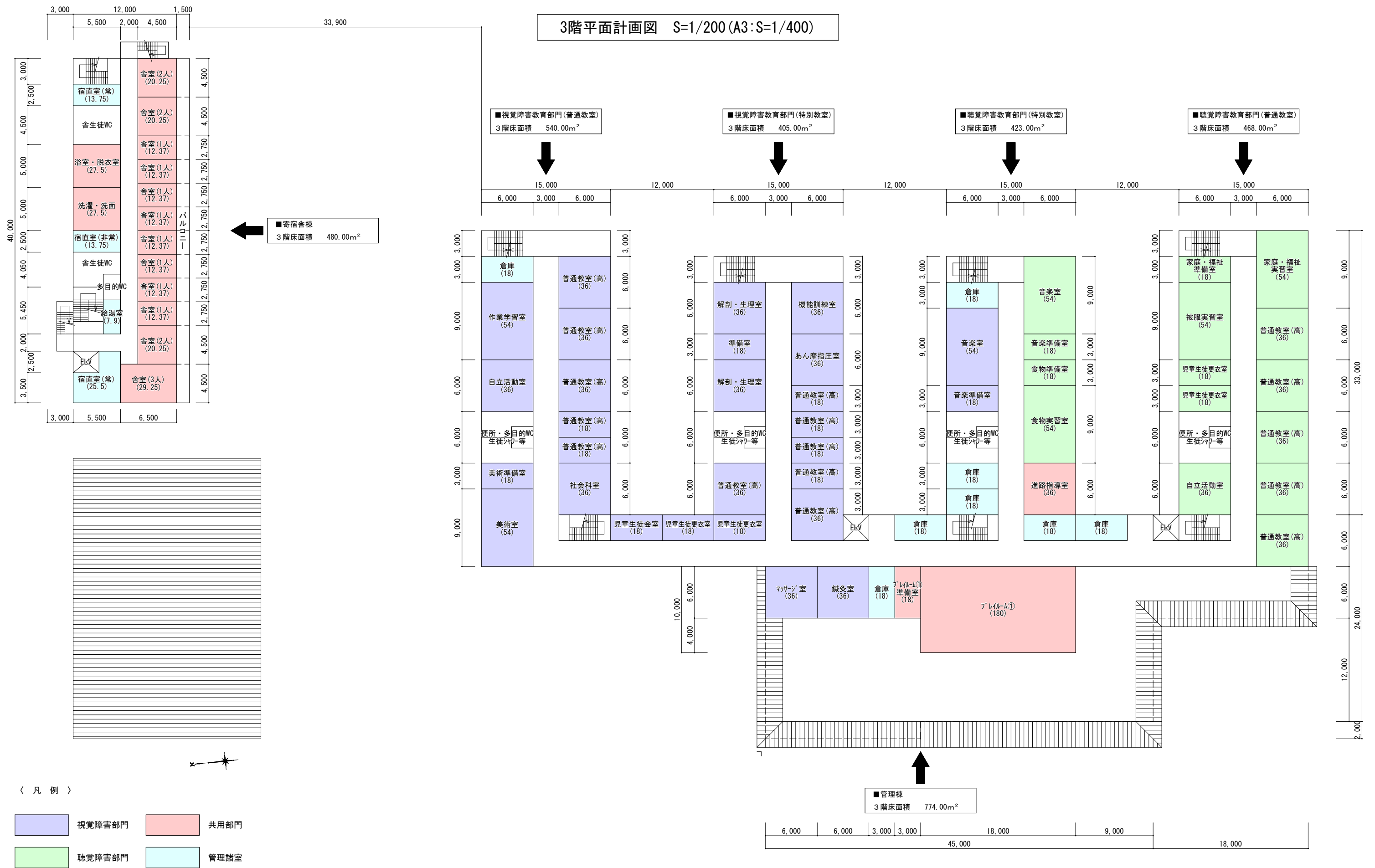


- 〈凡例〉
- 視覚障害部門 (Visual Impairment Department)
  - 聴覚障害部門 (Hearing Impairment Department)
  - 共用部門 (Shared Department)
  - 管理諸室 (Management Rooms)

2階平面計画図 S=1/200 (A3:S=1/400)



- < 凡例 >
- 視覚障害部門 (Blue)
  - 聴覚障害部門 (Green)
  - 共用部門 (Red)
  - 管理諸室 (Cyan)



- < 凡例 >
- |  |        |  |      |
|--|--------|--|------|
|  | 視覚障害部門 |  | 共用部門 |
|  | 聴覚障害部門 |  | 管理諸室 |